－小児慢性特定疾患治療研究事業受診券をお持ちの方へ－

平成１７年４月１日より小児慢性特定疾患治療研究事業の制度が変わります

児童福祉法の改正により平成１７年４月１日から小児慢性特定疾患対策事業が法定化され、それにより制度の内容が変わります。

今回の制度改正は、重症者に重点化され、対象疾患や承認基準など改正され、所得税額に応じて一部自己負担が導入されました。また、新たに重症認定基準が設けられ、この基準に該当される方は一部自己負担がありません。

制度の改正により、申請に必要な書類が変わりますのでご注意ください。

申請に必要な書類

1　小児慢性特定疾患治療研究事業承認申請書
2　医療意見書
3　所得税額を証明する書類 ※1
4　健康保険証の写し
5　ご印鑑

（※１）血友病患者の方は自己負担が生じませんので（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患を含む）（３）所得税額を証明する書類の提出については必要はありません。

重症認定申請に必要な書類 ※2

1　重症患者認定申請書
2　身体障害者手帳（写）または障害厚生年金証書（写）
3　医療意見書 ※3

（※２）重症認定患者申請される場合は、医療機関または最寄りの保健所へご相談ください。
（※３）小児慢性特定疾患申請とあわせて提出される場合は不要です。

現在、お持ちの小児慢性特定疾患の受診券は、有効期間までお使いいただけます。